

令和8年3月12日

発 言 者	発 言 要 旨
森田委員	<p>文部科学省が実施した『学校の働き方改革のための「見える化」調査』における本県の状況はどうか。</p>
<p>教職員課長(兼) 働き方改革推進 室長</p>	<p>文部科学省が公表した令和7年度の『学校の働き方改革のための「見える化」調査』は、学校現場の働き方改革を一層推進するため毎年実施されているものであり、今年度は公立義務教育諸学校の教育職員の服務監督を行う全ての教育委員会を対象に、給特法改正を踏まえて実施された。</p> <p>全国の概況としては、時間外在校等時間(教員が所定勤務時間を超えて学校等で業務を行う時間)について、5年度と6年度を比較すると改善が見られる。月45時間を超える教員の割合、月80時間を超える教員の割合ともに、全ての学校種で改善している。一方で、中学校における45時間超の割合は依然として大きく、6年度調査では小学校で22.2%、中学校で39.5%が月45時間を超えている。</p> <p>本県の状況は、文部科学省の調査が職務別(校長・教頭等)に行われているのに対し、本県の集計は校長・教頭等を含む教職員全体を合算しているため単純比較は困難であるが、6年度は、月平均時間外在校等時間が45時間を超える割合は小学校で15.9%、中学校で34.4%であり、5年度と比較して改善傾向が見られる。全国的な傾向と同様に本県でも改善が進んでいると評価している。</p> <p>しかし、特別支援学校を除く年間平均の月間在校等時間は6年度で小学校が31時間58分、中学校が39時間20分となっており、政府が示す11年度までに「概ね30時間程度」という目標には達していない。引き続き働き方改革を推進し、更なる時間短縮を図る必要がある。</p>
森田委員	<p>中学校が高い要因は何か。</p>
<p>教職員課長(兼) 働き方改革推進 室長</p>	<p>部活動や生徒指導対応等で時間外が多くなっている。</p>
森田委員	<p>教員の働き方改革に関する取組状況と今後の対策はどうか。</p>
<p>教職員課長(兼) 働き方改革推進 室長</p>	<p>本県は令和5年度に公立学校の働き方改革第Ⅱ期プランを策定し、意識改革の推進と長時間勤務の要因への対応という二本柱の下で施策を展開している。PDCAサイクルの構築や、学習指導要領を踏まえた教育課程全体の見直しなどに取り組んできた。具体的には、ICTの活用として全県立高校へのデジタル採点導入、教育課程の見直しによる授業の重複解消や余剰時数の削減、部活動改革の推進による活動時間の改善と週休日の設定を進めている。外部人材の活用では、教員業務支援員や教頭マネジメント支援員の配置、スクールロイヤーの活用などを実施し、教職員の負担軽減を図っている。</p> <p>今後第Ⅱ期プランの終了に伴い第Ⅲ期プランの策定を進め、引き続き働き方改革を推進していく。</p>
森田委員	<p>年度内に策定予定の働き方改革第Ⅲ期プランの目指す方向性及び取組</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>教職員課長（兼） 働き方改革推進 室長</p>	<p>内容はどうか。</p> <p>次期プラン「山形県公立学校における働き方改革第Ⅲ期プラン」については、令和8年の策定を目指し、1月20日の総合教育会議での意見を踏まえて検討を進めている。目的は教育の質を向上させるとともに、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させ、働きやすさと働きがいを実感できる教育環境を整備することである。給特法改正により働きやすさに加え働きがいの目標設定が求められているため、第7次山形県教育振興計画の実現と整合させつつ、教員のウェルビーイング向上に取り組む。</p> <p>目標は「働きやすさ目標」と「働きがい目標」の二本立てとする。働きやすさ目標は、月間時間外在校等時間が45時間を超える教員を0人とし、年間の月平均時間外在校等時間を30時間以下とすることである。働きがい目標は、児童生徒の成長に貢献する喜びや教員としての専門性の向上・発揮を実感する教員の割合を80%以上とする初の設定である。</p> <p>主な施策は三つの方針と九つの柱で進める。方針1は教員が児童と向き合い、自ら学ぶ時間を確保することである。教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部・専門人材配置の推進と効果的活用、スクールロイヤー配置の充実を図る。学校に対する過剰な業務要求への対応としてマニュアル整備等を行い、市町村立学校では業務委託（例：プール管理）などにより学校と教員の業務の明確化・適正化を進める。</p> <p>方針2は組織マネジメントの推進である。従来のチェックシートに加え、教員個々が回答する「働きやすさ・働きがいアンケート」を実施し、働きがい目標の達成状況を把握した上でPDCAを回し、業務の精選と時間の有効活用を図る。</p> <p>方針3は働きやすい職場作りによる人材確保である。毎年の採用試験見直しや小学校の教育課程見直し等の事業継続、年次有給休暇や男性の育児休業取得促進に取り組むほか、人材マッチングシステム等を活用して代替教員の確保にも努める。</p>
<p>森田委員</p>	<p>教員採用における働きかけの取組状況はどうか。</p>
<p>教職員課長（兼） 働き方改革推進 室長</p>	<p>採用試験には多くの志望者に挑戦してもらいたいと考え、大学3年生向けに12～3月に翌年度向け説明会を開催し、大学4年生向けには4～5月に改めて説明会を実施している。今年度の説明会参加者は延べ515人になる。</p> <p>説明会では、資料と図表を用いて職場環境を具体的に示している。主な説明内容は、教員の月平均時間外在校等時間の現状、令和元年以降の時間外勤務の改善状況、働き方改革で掲げる目標、外部人材の活用の具体策などである。参加者からの質問にはその場で対応している。</p> <p>こうした情報発信の成果として、小学校の教育支援プランなどを理由に山形県を受験する旨の声も寄せられている。今後も現場での働き方改革の取組を積極的に発信し、人材確保につなげていきたい。</p>
<p>森田委員</p>	<p>クマ出没対策強化事業費の事業内容はどうか。</p>
<p>参事官（兼）生 活安全企画課長</p>	<p>クマの出没件数が急増する中、近隣住民や事案対応に当たる警察官自身及び猟友会員等関係者の安全を確保するため、クマの攻撃から身を守る装備資機材の充実を図っており、昨年11月の補正予算により、フルフェイス</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>型ヘルメットや全身型ジャケットなどからなる防護衣を24着購入・整備することとし、現在調達手続きを進めている。</p> <p>さらに、令和8年度当初予算では、クマ出没対策を継続的に強化するため、出没時の活動用資機材の充実や探索能力の向上に要する経費を計上している。具体的には、警察官の活動用資機材充実を目的としたクマ撃退スプレアの整備費、ドローンによる探索能力向上を目的としたドローン操縦士育成の受講料のほか、協定を結んでいる山形ドローン協会協同組合のドローンによる探索経費を計上している。</p>
森田委員	クマ撃退のスプレーとはどのようなものか。
参事官（兼）生活安全企画課長	クマ撃退スプレーは唐辛子などの辛味成分を主成分とするもので、噴射によりクマを追い払い、身を守る効果が高いとされる。現有数と令和7年度の使用実績等を踏まえ、1警察署当たり4本を想定し、合計56本を整備する予定である。
森田委員	ドローンの探索力の向上に要する経費とは何か。
参事官（兼）生活安全企画課長	クマの位置特定には接近が必要で危険を伴うため、ドローンはクマに近づかずに安全かつ正確に位置情報を収集できる有用な手段である。今後のクマ対策においてドローン活用が見込まれることから、適正かつ安全に活用できる体制を整備するため、令和8年度当初予算では、民間の講習を受講してドローン操縦者を育成するため、2人分の受講料として33万円を計上している。また、協定を締結している民間企業にドローン搜索を委託する経費として、年間5回の支援委託を想定し、委託料128万2,000円を計上している。
森田委員	刑事手続のIT化の取組内容及びIT化によって得られる効果はどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	<p>令和7年5月に「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」いわゆる「刑事手続きのIT化法」が公布された。本法により、9年3月31日までに、従来紙媒体で作成してきた書類の電子化や、裁判所への逮捕状等の各種令状請求、検察庁への事件送致などの手続きをオンラインで行うことが可能となる見込みであり、刑事手続きの円滑化・迅速化が期待される。</p> <p>刑事手続きのIT化により、これまで紙と対面を前提としていた手続がオンラインで実施可能となるため、特に裁判所や検察庁から遠隔地にある警察署においては、書類搬送に係る人員や移動時間の削減が見込まれる。こうして捻出された人員・時間を他の捜査活動に振り分けることで、被疑者の検挙や事件解決を更に推進し、県民の安全・安心の確保により一層貢献できるものと考えている。</p>
相田（光）副委員長	山形県内における小中学生による万引きの現状はどうか。
人身安全少年課長兼少年サポー	本県の過去3年間における万引きの検挙・補導状況は、令和5年は検挙・補導者316人、そのうち小学生17人、中学生17人の計34人で、比率は

発 言 者	発 言 要 旨
トセンター所長	<p>約10.8%、6年は検挙・補導者337人、そのうち小学生15人、中学生18人の計33人で、比率は約9.8%、7年は検挙・補導者363人、そのうち小学生18人、中学生18人の計36人で、比率は約9.9%である。</p> <p>小中学生の万引きは、いずれの年も菓子類や飲料、トレーディングカードなどの玩具類を窃取する事案が多い。精神的な未成熟さから、単純な物欲により、安易に犯行に及ぶ傾向が見られる。</p>
相田（光）副委員長	<p>将来的に大きな犯罪へつながっていく可能性があり、未然に防ぐ必要がある。警察として、小中学生に対しどのような対応を行っているのか。</p>
人身安全少年課長兼少年サポートセンター所長	<p>少年による万引きは、単純な動機で安易に行われやすく、少年非行の入り口となり得る初発型非行の一つと位置づけている。</p> <p>警察では、少年の非行防止対策として、学校からの要請に基づき、主に少年補導専門官が各校を訪問して非行防止教室を開催している。指導は学年に応じて内容を分けており、低学年には「他人のものを盗んではいけない」という基本的ルールの理解を促す指導、中学年には万引きが窃盗という犯罪であることの理解させる指導、高学年には犯罪を犯した場合の社会的責任について考えさせる指導を行っている。</p> <p>また、道を踏み外した少年に対するアプローチや非行少年を生まない社会づくりとして、再非行のおそれが高いと認められた場合で、保護者から同意が得られた少年に対して、定期的な面接による指導や少年警察ボランティア等と連携した学習支援、農業体験活動などを行う継続補導活動、少年警察ボランティアと連携した万引き防止のための巡回活動や店舗管理者に対する店内巡回の強化を始めとした万引きしにくい店内環境づくりの要請、各種学校や幼稚園、保育園の保護者会での少年非行の現状等に関する情報発信なども行っている。</p> <p>こうした活動を通じて、少年を取り巻く地域社会の絆を強化するとともに、少年を見守る社会気運を高め、引き続き次代を担う少年の健全育成を図っていく。</p>
相田（光）副委員長	<p>学校現場における児童生徒への未然防止教育等の対策はどうか。</p>
多様な学び推進室長	<p>授業や生徒指導、特別活動等で規範意識等の指導をしている。</p> <p>授業では主に道徳の時間において、集団や社会との関わり、法令遵守や公德心を扱っている。学級活動では、例えば集団心理を題材に議論させる等、状況に応じた行動を考えさせる。また、学年に応じて指導内容を段階的に深め、低学年では何が悪かったか、店員の気持ちを、中高学年では責任や社会的影響について考えさせる。社会科と関連して「店が1万円の利益を得るにはどれだけ売らなければならないか」といった実例を用いることもある。</p> <p>生徒指導の場面では、生徒指導主事を中心に長期休業前や中学校の地区総体の代休前など、事故が起こりやすい時期に休日の過ごし方の指導や注意喚起を行っている。</p> <p>特別な授業として、警察と連携した講座や、教育事務所に配置した警察OBである青少年指導担当による講義、スクールカウンセラーによる感情のコントロールや欲求との向き合い方に関する活動を実施している。学校の状態に応じて工夫をして非行等の予防に努めている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
相田（光）副委員長	<p>近年の傾向として、従来の窃盗と異なる手口も報告されており、店舗側が「部分的に持ち去られる」と表現するような事案が増えている。例としては、ペンのキャップだけ、シャープペンの芯やペン先といった部品単位の窃取があり、店舗にとっては販売不能な損害があるようだ。こうした新たな動向にも対応するため、学校における指導内容の更新や、店舗と連携した防犯対策の周知も重要であると考えている。</p> <p>D Xハイスクール事業実施高校の拡大とデジタル理数に係る教育設備の充実について、状況はどうか。</p>
高校教育課長（兼）教育D X推進室長	<p>国の事業であるD Xハイスクール事業は、人工知能やデジタル技術の急速な進展に伴い、社会構造が大きく変化している。これにより、デジタル人材や理数系人材の大幅な不足が見込まれており、高校段階での人材育成の抜本的な強化が必要とされる。本事業は、情報科等の教育を重視するカリキュラムの実施、専門的な外部人材の活用、大学等との連携を通じて、I C Tを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校に対し、必要な環境整備経費を支援するものである。</p> <p>採択校に対する補助は、採択初年度が1,000万円、2年目が500万円、3年目が300万円であり、国の補助率は10/10である。本県でも積極的に申請を進め、令和6年度は県立高校14校が採択、7年度は新たに3校が採択され、現在県立高校40校中17校が指定を受けている。8年度は全国で新規100校の募集が予定されており、本県は新規で6校を申請する予定である。</p>
相田（光）副委員長	<p>具体的な成果はどうか。</p>
高校教育課長（兼）教育D X推進室長	<p>D Xハイスクール事業の採択校における補助金の主な活用内容は、採択校では、探究学習や協働学習に適した教室「D Xルーム」を整備し、最新のI C T機器を導入している。導入機器の代表例は、高性能P C（高度なA I処理や画像処理に対応）、3 Dプリンター、3 Dスキャナー（立体物のスキャンが可能な機器）、V Rゴーグル（360度映像の体験が可能なヘッドセット）、可動式モニターや可動機・椅子、プロジェクターや大型ディスプレイ等を組み合わせ、少人数の探究活動や発表に対応する教室構成としている。さらにA Iやシミュレーションソフトを整備し、文理横断的かつ実践的な学習を支援している。</p> <p>産業系高校では教育用ドローンに加え、農薬散布や高性能カメラ搭載に対応する産業用ドローンを導入する例がある。工業系ではレーザー加工機やモーションキャプチャーなど、実務に近い機器を整備している。</p> <p>成果の具体例として、山形南高校では高性能P Cや3 Dモデリングソフト、3 Dプリンターを活用して複雑な構造体の製作や科学シミュレーション（マントル対流など）を実施し、またPythonなどのプログラミング学習を通じてドローンの自動運転プログラム開発に取り組んでいる。庄内農業高校では衛星画像や農業用ドローン、気象・環境のリアルタイムデータを連携させ、スマート農業による肥料施用の最適化や作業効率化、作物の生育予測・管理判断の高度化を行っている。これらの取組は山形大学農学部や水田農業試験場との連携によって実践的に進められている。</p>
相田（光）副委員長	<p>生成A Iの活用についてはどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
員長 高校教育課長 (兼) 教育DX 推進室長	<p>生成A I の社会実装が急速に進む中、DXハイスクール採択校でも導入が進んでいる。酒田光陵高校は生成A I のパイロット校に指定され、その成果を全県展開するため、4地区に重点校を置き普及を進めている。重点校で得た知見は各校のICT担当教員向け研修で共有し、各校への展開を図る。教育課程研究協議会の今年のテーマも「各教科の授業での生成A I 活用」であり、教育センター主催の県立高校担当者研修を通じて普及に注力している。</p>
相田 (光) 副委 員長	<p>2月8日投開票で衆議院選挙が実施された。本県の投票率は高かったが、全国2位だった。この中で本県の18歳の高校生の投票率はどのような状況にあるのか。</p>
高校教育課長 (兼) 教育DX 推進室長	<p>今年2月の第51回衆議院議員総選挙の年代別投票率は現時点で未公表である。一方、令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙における本県の18歳投票率は49.05%であり、全国平均の45.78%を3.27ポイント上回っている。6年10月の第50回衆議院議員総選挙では本県の18歳投票率は54.16%で、全国の48.97%を5.19ポイント上回っている。</p>
相田 (光) 副委 員長	<p>18歳の投票率が低い。半分以下なのかと残念に思う。主権者教育が重要であり、県立高校ではどのような対応をしているのか。</p>
高校教育課長 (兼) 教育DX 推進室長	<p>国や社会の課題を自らの問題として捉え、主体的に考え判断し行動する力の育成は極めて重要である。県立高校では多様な教育活動を通じて主権者教育を実施している。教科の学習では、必修科目である「公共」や「公民」、選択科目の「地理歴史 (歴史総合)」などで選挙や政治参加に関する内容を扱っている。また「家庭科 (家庭基礎・家庭総合)」でも主権者としての資質に関わる教育を行い、特別活動等を通じて主権者意識の醸成を図っている。具体的には、「公共」で主権者としての生産性や公正な世論形成、地方自治の意義を学び、「歴史総合」では立憲体制の成立や国民国家の形成、選挙権の拡大の歴史を学ぶ。家庭科では人生段階や家族、福祉、持続可能な消費生活といったテーマを通じて市民性を育成している。さらに、平成27年に文部科学省と総務省が共同作成した副教材「私たちがつくる日本の未来」を全生徒に配布し授業で活用している。県選挙管理委員会や市町村選挙管理委員会と連携した選挙啓発の出前講座を実施する学校もある。国政選挙の際には、学校全体で投票日の周知と参加呼びかけを行い、実践的な主権者教育を推進している。</p>
相田 (光) 副委 員長	<p>本県におけるL i D / A P D の児童生徒等の状況はどうか。</p>
特別支援教育課 長	<p>L i D / A P D は「聴覚情報障がい (auditory processing disorder)」を指す略称として用いられ、症状の内容については、音自体は聞こえているにもかかわらず、言葉として正確に聞き取れない、聞き間違いや聞き返しが多、雑音環境 (ざわついた教室や屋外など) では特に聞き取りが困難になる、口頭で伝えられた長い話を集中して聞き続けることが難しい、という特徴がある。こうした困難により、周囲から「注意を払っていない」</p>

発 言 者	発 言 要 旨
相田（光）副委員長	<p>「やる気がない」と誤解されることがあり、発達障がい症状と類似するため識別が難しい場合もある。有病率や人数については、最近になって認知が進んだ障がいであり、現時点で本県の詳細な人数把握は進んでいない。全国的にも診断や報告の基準が地域や専門機関でばらつくため、正確な統計が確立していないのが現状である。</p> <p>教育現場での配慮は、授業中は発話者が顔を見せて話す、教室内の雑音を低減する、口頭説明を板書や配布資料で補う、指示は短く区切って伝える、重要事項は繰り返し確認するなどの配慮が必要である。</p> <p>今後の課題として、診断・支援体制の整備、教職員や保護者への理解促進、学校現場で実施可能な支援の標準化や相談窓口の周知が挙げられる。</p> <p>新しく定義付けられ発見された障がいであれば、通常の学級の中に児童生徒がいますと考えられる。早急に調査等を行い、存在した場合には速やかに対応すべきと考えるがどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>教室には多様な特性をもつ児童生徒が混在するため、聴覚情報処理の困難を別の発達障がい（例：学習障害〈LD〉や自閉スペクトラム症など）と誤認するケースや、複数の特性が重複していることがある。こうした重複性や鑑別の難しさから、現段階で広範な疫学調査を直ちに実施することは容易ではない。一方で、国や研究機関では関連研究や調査が進められており、学校現場の認識を高めるための情報収集と研修の実施は有益であり、国・学術機関の最新研究やガイドラインを継続して収集・共有など研究していく。教職員の中には、LD/APDについて知らない者もいると考えられるため、研修会等で話題にしていく。</p>
相田（光）副委員長	<p>教員の健康診断の受診状況はどうか。</p>
福利厚生課長	<p>労働安全衛生法に基づき、年1回の健康診断を実施している。実施主体は県立学校が県教育委員会、市町村立学校が市町村教育委員会であり、令和6年度の実績では、受診可能な教員については、年度内受診率はほぼ100%であった。健康診断の結果、受診者の約半数に血中脂質や血圧等で精密検査の指示が出る。精密検査の受診率（県教委と市町村教委の合算）は直近3年間で4年度89.8%、5年度89.9%、6年度91.1%と推移している。第7次山形県教育振興計画では11年度までに精密検査受診率100%を目標としているが、現時点では目標達成には至っていない。</p>
相田（光）副委員長	<p>10%が精密検査に行かない要因をどう考えているか。</p>
福利厚生課長	<p>精密検査を受診しなかった教員の事情を確認したところ、過去に精密検査の対象になったが異常がなかったため今回も問題ないと考えたり、自身の健康状態を過信して受診を怠る教員が一定数いることが判明した。また、毎回同様の結果が出るため受診を軽視する傾向も見られる。これを受け、県教委では文書による受診勧奨に加え、受診率の低い県立学校や市町村教育委員会に対して直接訪問を実施している。訪問先では教員の健康管理責任者に対し、未受診のまま放置すると現職死亡のリスクにもつながり得ることを含め、精密検査受診の重要性を強く訴え、受診対象教員への働</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p data-bbox="148 241 386 315">伊藤（香）委員 長</p> <p data-bbox="148 450 344 483">教育政策課長</p>	<p data-bbox="411 159 746 192">きかけを徹底している。</p> <p data-bbox="411 241 1469 398">いわゆる『高校授業料の無償化』の実施見込み及び政府の当初予算成立時期が未定であるため、授業料等を納付した後での返金対応なども考えられるが、こうした対応は家計への負担が大きいことから避けるべきと考えるがどうか。</p> <p data-bbox="411 450 1469 853">高校授業料無償化の実現に向けた就学支援金制度の今後の見通しについては、現在、関連法案と次年度予算案は国会で審議中であり、政府与党は4月成立を目指していると報道されている。ただし、予算・法案の成立は現時点で確定しておらず、文部科学省から本件に関する具体的な通知は県教委に届いていない。同省に照会したところだが、現時点で明確な回答は得られていない。仮に国の予算や法改正が年度内に成立しなかった場合でも、県立高校については県教委の規則に基づき、授業料の徴収を猶予することが可能である。この規定を適用し、保護者に直ちに負担が生じないよう措置を講じる考えである。今後も国の動向を注視しつつ、適切に対応していく。</p>